URL https:// kenren.miyagi.coop/

県連速報

●発信元
宮城県生活協同組合連合会
●責任者　石川　宣子
●　TEL 022-276-5162
●　FAX 022-276-5160
●　２０２４．１０．３０
第７０１号
（2024 年度：9 号）

●10 月 27 日（日）『憲法 9 条を守り生かす宮城のつどい 2024』が開催され 1000 人が参加

10 月 27 日（日）仙台サンプラザ大ホールにおいて、「みやぎ憲法九条の会」主催、「宮城県内九条の会連絡会」協賛による『憲法 9 条を守り生かす宮城のつどい 2024』が開催され、県内各地から 1000 人以上が参加しました。

宮城のうたごえの皆さんの合唱

宮城のうたごえの皆さんの合唱でのオープニングの後、司会の清藤朋子さん（みやぎ生協地域代表理事）が開会を宣言しました。主催者挨拶を、みやぎ憲法九条の会共同代表のお 1 人である芳賀唯史さん（宮城県生協連元会長理事）が行いました。

続いて、法政大学名誉教授・前総長で江戸東京研究センター特任教授・九条の会世話人の田中優子さんが「憲法と戦争とジェンダー」という演題で講演されました。

講師の田中優子さん

「『人権とは、いかなる人であっても、生きて人生を全うする権利』です。」の言葉から始まり、講演では、「人権は国が与えるものではなく、生まれた瞬間から持っているもので、国がそれを守るべきものである。社会のためだけを考えると個人が『生産性』のみで優劣を判断され差別されるが、人権は人の全体を見て認めるものである。社会の格差は男女の区別なく大きくなっており、特に女性には格差のもたらす貧困が広がっている。ジェンダーと人権という切り口の下、真のジェンダー平等を達成するためには、個人の自己肯定感と「家族」のイメージに縛られないことが大切だ。今は、世界中の戦争が見え、日本も無縁ではない。他国の争いは止めることが難しいが、意見を言うことはできる。9 条を変えることは絶対にダメ。」と力強くお話されました。

アピール提案の様子

続いて、アピール提案を信山澄重さん（みやぎ生協地域代表理事）が行い、満場の拍手で採択されました。基本的人権と憲法 9 条を守り生かすことの大切さを確認するつどいとなりました。

最後に、みやぎ憲法九条の会事務局長の板垣乙未生さん（東北大学名誉教授）が閉会挨拶を行いました。

また、当日の参加者から 484,865 円のカンパが寄せられました。